

原発事故で操業停止、東電に賠償命令…東京地裁

読売新聞 5月30日(月)21時37分配信



東京電力福島第一原発事故で福島県大熊町の主力工場が約1か月間操業できなかったとして、東証1部上場の農薬製造会社「アグロカネショウ」（東京）が東電側に約1億7300万円の損害賠償を求めた訴訟で、東京地裁（中吉徹郎裁判長）は30日、約1億4500万円の支払いを命じる判決を言い渡した。

判決によると、東電側は、事故によるアグロカネショウの主力工場の逸失利益について、全事業所の人件費を差し引くなどして算定していた。しかし、操業停止になった工場の従業員数は30人で、全体の1割程度に過ぎなかったと指摘。東電の算定方法について、「人件費を過剰に差し引くことで逸失利益を過少に算出しており、相当でない」と判断した。

東電ホールディングスの話「判決内容を確認し、真摯（しんし）に対応する」

最終更新:5月30日(月)22時51分

